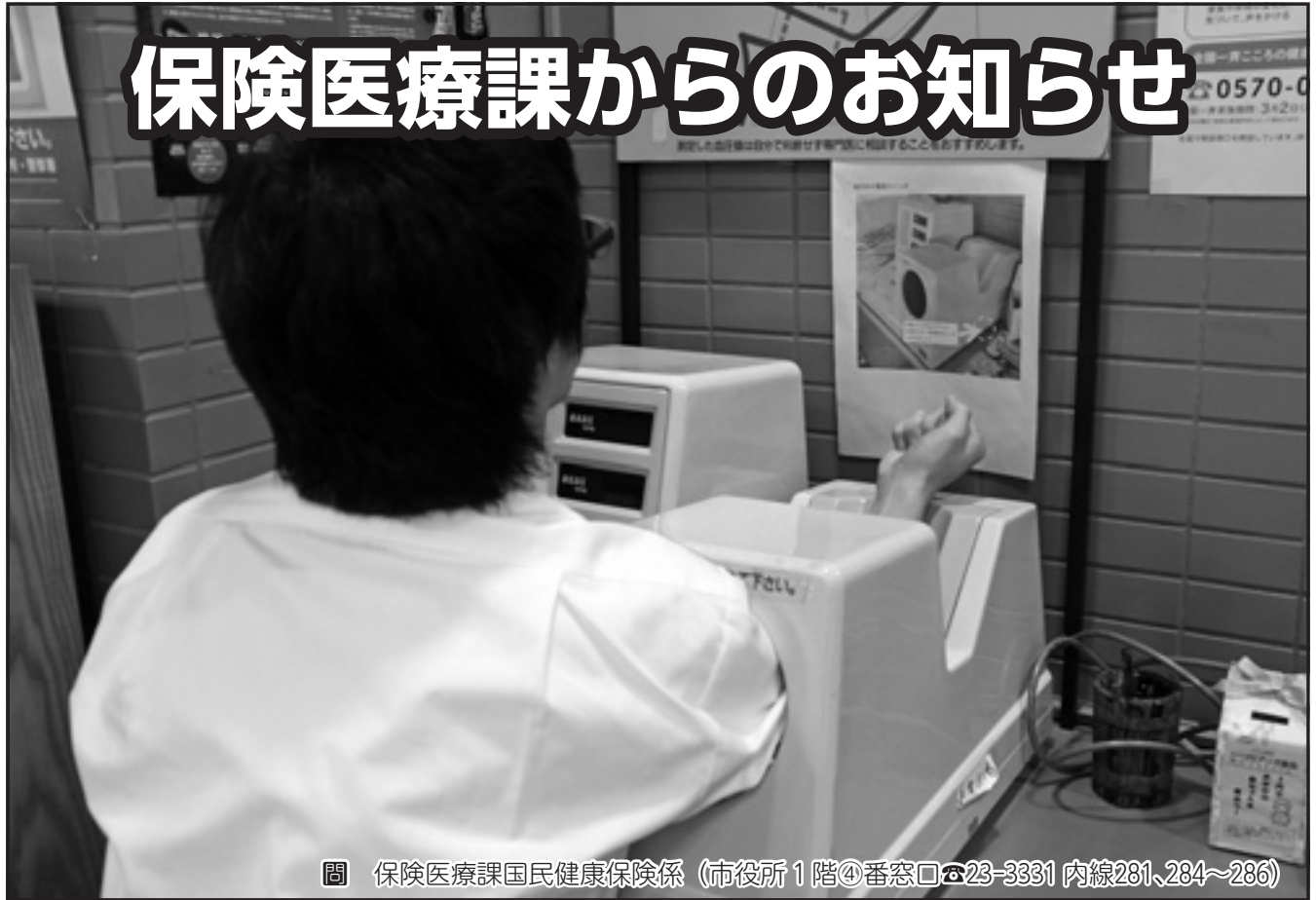


# 保険医療課からのお知らせ



☎ 保険医療課国民健康保険係 (市役所 1階④番窓口 ☎23-3331 内線281、284~286)



国民健康保険の財政状況は大変厳しく、単年度収支改善のため、賦課限度額を法定額と同額に引き上げることにしました。

医療給付費分が51万円から52万円へ、後期高齢者支援金分が16万円から17万円へ、介護納付金分が14万円から16万円になります。

## 国民健康保険税の 賦課限度額の引き上げ

国民健康保険に加入する世帯の前年中の所得が一定の基準額以下の場合、保険税(均等割額・平等割額)が軽減されていますが、昨年度に引き続き、今年度も基準額が引き上げられて、保険税を軽減できる対象が拡大されました。

## 国民健康保険税の 軽減の拡大

軽減区分	軽減判定所得
7割軽減	「33万円以下」の世帯
5割軽減	「26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+33万円以下」の世帯
2割軽減	「47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+33万円以下」の世帯

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方をいいます  
 ※軽減判定所得には、青色専従者給与額と事業専従者控除額は含みません

# 「特定健康診査」受診のすすめ

特定健康診査を毎年受診することで、脳卒中や心筋梗塞など生活習慣病の芽を摘みとることができまので、積極的な受診をお願いします。

## 対象

今年度、年齢が40歳～75歳になる方（75歳になる方は誕生日の前日まで受診できます）

※妊産婦、長期入院患者、施設入所者の方などは対象外



## 特定健康診査・特定保健指導の流れ

### ① 特定健康診査を受ける

「特定健康診査受診券」が市役所から送付されます。

### ② 受診方法

保健センターなどで受診する「集団健診」か医療機関で受診する「個別健診」を選び、事前に申し込みます。受診時には「特定健康診査受診券」と被保険者証を提示してください。

### ③ 健診項目

問診、身体測定、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、腎機能検査

※医師が必要と認めるときは貧血検査、心電図検査も受診できます

### ④ 受診料

無料

### ⑤ 特定保健指導の対象

次の判定基準にあてはまる方は、特定保険指導を受けることができます。

### ⑥ 判定基準

● 腹囲が男性85cm女性90cm以上かB M I（体格指数）25以上の方

● 高血糖・脂質異常・高血圧・喫煙歴を確認（リスクに合わせた保健指導を行うため）

### ③ 特定保健指導の内容

#### 情報提供

該当者全員に健診結果の見方や健康に役立つ情報を提供

#### ④ 動機付け支援

リスクが出始めた方への保健指導（原則1回）

#### ⑤ 積極的支援

リスクが重なっている方への3カ月以上の継続的な保健指導

### ④ 実績評価

保健指導から6カ月後の健康状態（体重や腹囲などの生活習慣の改善状況）の確認を行います。 ※動機付け・積極的支援対象者のみ



## 国民健康保険加入の方へ

## 国保メモ

### ！こんなときは

### ！ご連絡を！

交通事故などで第3者から被害を受けたとき、本来は加害者が被害者の医療費を負担することになりますが、一時的に国保が立て替えたときは、過失割合に応じて国保から加害者に対して医療費を請求することになりますので、交通事故などで医療機関を受診したときは、必ずご連絡ください。



### ！こんなときには

### ！14日以内に届出を！

① ほかの健康保険に加入・脱退したとき

② 転入・転出したとき

③ 出生・死亡したとき など